

参加しましょう！森林づくり推進事業実施要領

(制定令和7年(2025年)4月25日付け令7森林企画第97号)

(趣旨)

- 第1条 この要領は、参加しましょう！森林づくり推進事業（以下「事業」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。
- 2 この事業の実施については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

(事業計画書等の提出)

- 第2条 申請者は、要綱第5条に定める事業計画書、収支予算書及び別記第1号様式により団体調書（以下「事業計画書等」という。）を作成し、当該事業の施行地を管轄する農林水産事務所長又は、農林事務所長（以下「所長」という。）を經由して知事に提出するものとする。
- 2 申請者は事業計画書等の作成にあたっては、別表1の採択要件を満たすものとする。
- 3 所長は、前項の事業計画書等を受理したときは、審査・取りまとめの上、知事に提出するものとする。

(事業計画書等の審査・認定)

- 第3条 知事は、提出された事業計画書等について内容を確認の上、別に定める有識者による「参加しましょう！森林づくり推進事業補助金審査委員会（以下「審査会」という。）」を開催し、計画内容の適否について審査を行う。
- 2 知事は、適当と認められる事業計画書等については、これらを認定する。
- 3 知事は、事業計画書等の認定の可否について、別記第2号様式により申請者及び所長に通知する。
- 4 別記第2号様式により採択通知を受けた申請者は、要綱第5条の規定により、補助金交付申請書を所長に提出するものとする。
- また、「森林づくり活動の活性化支援事業」において、事業実施期間を複数年とする申請者は、単年度ごとの事業内容等を明確にしたうえで、事業計画書等を必要年数分作成するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第4条 所長は、要綱第5条の規定により申請者から提出された補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金交付の決定通知を別記第3号様式により行うものとする。

2 所長は、前項の通知をしたときは、関係書類を添えて知事に報告するものとする。

(事業の実施方法等)

第5条 申請者は、別表2に定める事項を遵守し、円滑かつ効果的な事業の実施に努めるものとする。

(財産の管理)

第6条 申請者は、当該事業により取得し、または効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 申請者は、取得財産等について、別記第4号様式を備え、管理するとともに、要綱第7条に定める別記第3号様式に添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が、50万円（税込）以上の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に基づくものとし、その該当償却期間においては、適切に整備、保管すること。

(財産の処分)

第8条 申請者は、前条の第2項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記第5号様式をあらかじめ所長に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業内容の変更の承認)

第9条 所長は、要綱第6条の第2項に定める事業内容の変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、その旨を申請者に対し別記第6号様式により通知するとともに、関係書類を添えて知事に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 所長は要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、別記第7号様式により、事業完了の確認を行うものとする。

2 補助金の額を確定したときは、別記第8号様式により、申請者に通知するとともに、関係書類を添えて知事に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 1

参加しましょう！森林づくり推進事業の採択要件等について

各事業の採択に必要な要件は、以下のとおりとする。

事業採択については、森林ボランティア団体等ごとに、各事業 1 回限りの補助とする。（番号 1、複数年採択が認められたものは、除く。）

ただし、番号 4 については、取組内容が異なる場合は 2 回目以降も補助対象とする。

番号	事業名	採択要件
1	交流活動実践支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・他の森林ボランティア団体等と協働で行う活動であること。 ・活動フィールドの拡大や、新規会員の募集等、新たな活動とすること。
2	広域連携支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設立した協議会等の規約を定めること。 ・規約については、事務処理、会計処理、財産管理等の連携した団体の設立・運営に必要な事項について、定められていること。
森林環境活動強化支援		
3	森林づくり活動の活性化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に森林整備の活動実績があること。 ・従来 of 活動の継続ではなく、活動フィールドの拡大や、新規会員の募集等、活動が活性化する新たな取組を実施すること。 ・事業採択後、一定期間（概ね5年間）、森林整備を継続して行うことができること。
4	森林環境教育・体験交流活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生や都市に住む親子等を対象に、年間、概ね100名（延べ人数）が参加する森林環境教育や体験交流活動を実施すること。 ・従来 of 活動の継続ではなく、新たな取組を実施すること。 ・原則、公募により参加者を募ること。 ・事業採択後、一定期間（概ね5年間）、森林環境教育や体験交流活動等を行うことができること。

別表2

各事業の実施方法等

1 共通

(1) 申請者は、本補助金の適正な執行及び会計経理を行うこと。任意様式の活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容等を記録すること。

また、本補助金の交付を受けた申請者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。

ア 本補助金の使用は、活動計画書の記載内容に基づいて行い、その都度領収書等支払を証明する書類を受領し、保管しておくこと。

イ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。あわせて、申請者専用の預金口座等を利用すること。

(2) 申請者は、本補助金に係る活動の一部を当該活動団体以外の者に委託することができる。

ただし、補助金交付決定額の50%以内とし、森林づくり活動等の参加者増に効果のあるものに限る。

また、委託をする場合、申請者は、委託先の作業内容を適切に監督することとする。

(3) 補助事業グループが当該事業により導入した資機材を貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

使用目的、使用期間、故障等が発生した場合の管理責任及び修繕費用、貸与料(維持管理上最低限度額とする)、目的外使用の禁止等を書面により明らかにすること。

また、貸与を希望する森林ボランティア団体等(個人は不可)に対して、正当な理由がない限り、貸与を拒んではならない。

2 各事業別

事業区分		事業期間	委託費上限額	当該事業以外の資機材の貸与
番号	事業名			
1	交流活動実践支援事業	単年	補助金交付決定額の 50%以内	不可
2	広域連携支援事業	単年		可 (営利行為を目的とする貸与は、不可)
3	森林環境活動強化支援			
		森林づくり活動の活性化支援事業	複数年 (1~3) ※1	補助金交付決定額の 50%以内
4	森林環境教育・体験交流活動支援事業	単年		

※1 審査会で複数年の事業実施が「適」とされた計画については、最長3ヶ年(連続年のみ)の補助金交付対象とする。

補助上限額は、実施計画期間に関わらず1,000千円を上限とする。

また、次年度の補助金を保証するものではなく、3ヶ年の計画が認められた場合であっても、予算の都合等により、補助金額の減額や補助の終了となる場合がある。

さらに、補助金の交付申請及び交付決定は年度毎に行い、前年度事業の評価を行い、必要により再度審査会に諮り、補助金額の減額や補助の終了となる場合がある。

別記第2号様式（第3条関係）

森 林 企 画 第 号

年（20 年） 月 日

（団体名 代表者氏名） 様

山口県農林水産部長

年度参加しましょう！森林づくり推進事業の審査結果について

年 月 日付で応募のあった 年度参加しましょう！
森林づくり推進事業の事業計画書等について、内容を審査した結果、事業採択（不
採択と）することを決定しましたので通知します。

また、下記金額を補助金として交付する予定です。

つきましては、別添の参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱第
5条に基づく補助金交付申請書を所管の農林（水産）事務所に提出してください。

なお、事業実施にあたっては、下記事項に留意されるようにお願いします。

記

1 補助金交付予定額

（ ）円

2 留意事項

（1）共通事項

（2）個別事項

森林企画課事業体支援班 担当： TEL FAX

別記第3号様式（第4条関係）

指令 第 号

所在地

団体等の名称

年 月 日付けで申請のあった 年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金については、山口県補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記の補助条件を付して金 円を交付します。

年（ 年） 月 日

山口県知事

⑩

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、 年 月 日付けで申請のあった参加しましょう！森林づくり推進事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知する。
- 3 補助金交付の条件は、別添「参加しましょう！森林づくり推進事業補助金補助条件書」のとおりとする。

別添

参加しましょう！森林づくり推進事業補助金補助条件書

- 1 申請者は、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号）、参加しましょう！森林づくり推進事業補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 25 日付け令 6 森林企画第 705 号）、参加しましょう！森林づくり推進事業実施要領（令和 7 年 4 月 日付け令 7 森林企画第 号）の定めるところに従うこと。
- 2 申請者は、各事業の実施期間中、当該事業が「やまぐち森林づくり県民税」により、実施していることについて、県民に周知できる場所に看板等を掲示の上、写真等の記録を保存し、実績報告書に添付すること。
- 3 申請者は、当補助事業により、10 万円（税込）以上で購入した財産については、以下の事項が外観から、長期間（耐用年数を目途）他者が判読できるようにすること。
 - （1）取得年度
 - （2）やまぐち森林づくり県民税
 - （3）申請者名
- 4 申請者は、事業計画書等の参加者人数について、計画数の 3 割以上減となった場合は、実績報告書に理由書を添付すること。
- 5 申請者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業終了の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- 6 知事は、申請者が、知事の付した条件に違反した場合には、申請者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第4号様式（第6条関係）

取得財産等管理台帳

財産名	取得年月日	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

（記載注意）

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効果の増加価格が10万円（税込）以上の財産とする。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載のこと。

別記第5号様式（第8条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者
所在地
団体等の名称
代表者氏名

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金に係る
財産処分承認申請書

年 月 日付け指令 第 号をもって（変更）交付決定の通知があった上記の補助金について、当該事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、参加しましょう！森林づくり推進事業実施要領第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

別記第6号様式（第9条関係）

指令 第 号

申請者
所在地
団体等の名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度参加しま
しょう！森林づくり推進事業補助金については、申請のとおりこれを承認し、下
記のとおり変更します。

年（ 年） 月 日

山口県知事

印

記

- 1 補助金額の変更は次のとおりとする。

既交付決定額	今回交付決定額
円	円

- 2 補助条件については、年 月 日付け指令 第 号による
交付決定通知のとおりとする。

年 月 日

農林（水産）事務所長 様

調査者 職 氏名

年度参加しましょう！森林づくり推進事業完了確認調書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった標記事業については、別添の実績報告書に基づき下記のとおり完了を確認しました。

記

1 事業の実績

団体名	
実施場所	
活動名	
補助金額	円

2 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 確認内容

(1) 確認年月日

(2) 確認方法

(3) 確認結果

別記第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

山口県知事

印

年度参加しましょう！森林づくり推進事業補助金の額の確定について

年 月 日付けで報告のあった 年度参加しましょう！森林づくり
推進事業の補助金については、金 円に確定します。